

## 虐待防止のための指針

### 1 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他利用者著しい心的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2 虐待防止委員会に関する事項

虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会規程に基づき「虐待防止委員会」を設置・構成し、年1回以上開催する。虐待防止委員会は、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営するものとする。

### 3 虐待防止のためのスタッフ研修に関する基本方針

虐待防止のためのスタッフ研修を原則年1回実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底するものとする。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

この研修は、身体的拘束等の適正化のための研修と一体的に行うものとする。

### 4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び保護者、スタッフ等からの虐待の通報があるときは、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市区町村に通報する義務があり、同時に虐待防止責任者にも通報する。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際には、即時、警察あるいは救急車を要請する。

(障害者)

日進市障害者虐待防止センター

TEL 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554 (平日 8:30~17:15)

平日夜間及び土日祝日は 0561-73-7111 へ(緊急時のみ)

(高齢者)

日進市地域福祉課

TEL 0561-73-1519 FAX 0561-72-4554 (平日 8:30~17:15)

平日夜間及び土日祝日は 0561-73-7111 へ(緊急時のみ)

日進市中部包括支援センター 0561-73-4890

日進市東部包括支援センター 0561-74-1300

日進市西部包括支援センター 052-806-2637

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、その要因の除去に努め、客観的な事実確認の結果、虐待者がスタッフであったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

7 その他虐待防止の適正化のために必要な基本方針

「3 虐待防止のためのスタッフ研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

2023年9月1日 制定